①　一宮市に暴風警報（暴風雪警報含む）が発令された場合の対応

ア　登校前に発令された場合

|  |
| --- |
| 事前に給食中止を連絡した場合 |
| 暴風警報の解除状況 | 授業実施について | 教職員の対応 |
| 午前６時までに解除 | 弁当持参の上平常通りの授業を実施 | 通学路点検 |
| 午前６時以後午前８時３０分までに解除 | ２時間を経てから授業を実施弁当持参の上、午後も授業を実施 |
|
| 午前８時３０分以後午前１１時までに解除 | ２時間を経てから授業を実施弁当持参の上、午後も授業を実施状況に応じ、家庭で昼食後登校も可 | 学校待機通学路点検 |
| 午前１１時以後解除 | 授業を実施しない | 通学路点検 |
| 解除されない | 学校待機 |

|  |
| --- |
| 事前に給食中止を連絡しなかった場合 |
| 暴風警報の解除状況 | 授業実施について | 教職員の対応 |
| 午前６時までに解除 | 平常通りの授業を実施（給食あり） |  |
| 午前６時以後午前８時３０分までに解除 | ２時間を経てから授業を実施午前中の授業を実施（給食はなし） |
| 午前８時３０分以後午前１１時までに解除 | 授業を実施しない | 通学路点検 |

イ　登校後発令された場合

|  |  |
| --- | --- |
| 授業実施について | 教職員の対応 |
| 授業を中止し、安全を確認して速やかに下校させる | 通学班の集合場所まで児童・生徒を引率する |

* 下校させるのが危険だと判断された場合は、学校で待機させて、保護者に引渡しを依頼する。
* 自転車で通学している生徒については、強風にあおられて転倒の危険がある場合は、徒歩で帰すようにする。

②　豪雨災害時の対応

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 状　　 況 | 登校する前に危険が予想される場合 |  登校後に危険が予想される場合 |
| 授業の有無 | 通学路の点検をし、メールで授業の有無を連絡する | 授業を中止し、安全を確認して速やかに下校させる |
| 教 職 員 | 通学路点検 | 通学班の集合場所まで児童・生徒を引率する |

③　教職員の防災活動

　　ア　強風により、転倒・移動のおそれがある物の固定など適切な処置をする。

　　イ　警報が解除されて児童・生徒が登校するまでの間に施設等の安全点検を行い、破損箇所の修理を行うか、立ち入り禁止の指示をする。

　　ウ　大雨による洪水の危険が迫った時は、児童・生徒を安全な場所に避難させる。